

日差しが差し込む暖かい日の午前、「はい、こちら企業の労働10番です。」ある製造業の社長様からの電話でした。



名北協會相談員日誌 122

「ちかく企業の 労働110番」で

(一社) 名北労働基準協会 労働保険部
社会保険労務士 大西 真由美

労働者の副業・兼業に伴う 時間管理と健康管理

「社として何をしたらいいのか分からないので教えて頂きたい」との相談でした。

(3) 競業により自社の利益が害される場合

④ 自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合

に該当する場合と解されていま

An illustration of two cartoon bees. One bee is standing on a pink flower, facing left, and appears to be holding a clipboard or a small book. The other bee is smaller and positioned behind it, facing right. They have large, expressive eyes and antennae.



イラスト・木村武司

が望ましいです。また、就業規則にも「労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することはできる」と明示し、上記にもある企業が労働者に対し制限が許される①～④の項目も入れ、該当する場合には、副業・兼業を禁止又は制限することができる」ととすることです。

労働時間の通算にあたり、全ての使用者は、労働時間を通算して管理する必要があり、自社の労働時間と労働者の申告等により把握した他社の労働時間を通算することによって行います。また、副業・兼業の開始前に、自社の所定労働時間と他社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分は、後から契約した会社の時間外労働となります。副業・兼業の開始後に所定労働時間の通算に加えて、自社の所定外労働時間と他社の所定外労働時間を通算して、法定労働時間に加えて、時間外労働の割増賃金を支払う必要がありま

健康管理について、労働安全衛生法に基づき、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレッチ等の結果に基づく事後措置等を実施しなければなりません。使用者が労働者の副業・兼業を認めている場合は、健康保持のため自己管理を行うよう指示し、労使の話し合い等を通じ、健康確保に資する措置を実施することが適当です。

雇用保険は、令和4年1月より65歳以上の労働者本人の申し出により一の雇用関係では要件を満たさない場合でも二の事業所の労働時間を合算して適用する制度が試行的に開始されます。